

平成17年10月1日から、施設サービスの利用者負担が見直されます。

平成17年10月1日から施設サービスの居住費と食費が全額自己負担になりますが、所得の低い方に対しては、負担限度額を超えた利用額を介護保険から支給します。利用者の負担をできるだけ少なくするために、「特定入所者介護サービス費」を利用しましょう。

◆対象となるサービス

○介護老人福祉施設(特養) ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護

◆平成17年10月からの基準費用額(日額)

全額自己負担した場合の平均的な費用の額 (基準費用額)	1日あたりの居住費				1日あたりの食費
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
	1,970円	1,640円	1,640円 介護老人福祉施設と 短期入所生活介護は 1,150円	320円	1,380円

◆平成17年10月からの負担限度額(日額)

利用者負担 段階区分	対象者	1日あたりの居住費				1日あたりの食費
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
利用者負担 第1段階	・住民税世帯非課税の 老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	820円	490円	490円 介護老人福祉施設と 短期入所生活介護は 320円	0円	300円
利用者負担 第2段階	・住民税世帯非課税で 合計所得金額及び 課税年金収入額の合 計が80万円以下の方	820円	490円	490円 介護老人福祉施設と 短期入所生活介護は 420円	320円	390円
利用者負担 第3段階	・住民税世帯非課税で 利用負担第2段階以 外の方	1,640円	1,310円	1,310円 介護老人福祉施設と 短期入所生活介護は 820円	320円	650円

※上記の「基準費用額」から「負担限度額」を引いた額を支給します。

このサービスを利用していただくためには、申請が必要となります。

8月下旬以降に「特定入所者介護サービス費」支給の対象者と思われる方には、申請書を送付します。利用者の申請に基づき、所得状況の確認を行い該当された方に対して「介護保険負担限度額認定証」を交付しますので、サービスを利用される場合は介護保険被保険者証と一緒に利用する施設に提示してください。

お問い合わせ先： 鏡野町役場 保健福祉課 介護保険係まで 電話：0868-54-2986

鏡野町職員採用試験受験

募集要項

試験区分 (1) 保育士

募集人員 若干名

受験資格

- (1) 平成18年4月1日現在で年齢満25歳以下の者
- (2) 短期大学卒業以上の学力を有する者
- (3) 保育士及び幼稚園教諭2種以上の両方の資格を有する者又は両方の資格取得見込みのもの
- (4) 平成18年4月1日から勤務可能な者
- (5) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者。すなわち
 - 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む)
 - 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 鏡野町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しないものなどに該当しない者。
- (6) 日本国籍を有する者

申込方法

提出書類 ・受験申込書(受付期間中、鏡野町役場総務課で配布)

・写真(たて5cm×よこ4cm)1枚

・資格を証明する書類の写し(資格取得者のみ)

受付期間 平成17年9月1日(木)～平成17年9月16日(金)

(郵送による場合は、9月16日の消印のものまで有効)

受付場所 鏡野町役場総務課

受験票の交付 10月初旬頃発送。試験当日に持参してください。

第1次試験 平成17年10月16日(日)

(午前8時30分頃より鏡野町役場にて実施の予定)

第1次試験内容 保育士専門試験・適性検査等

その他 申込書の内容が事実と相違する場合は、合格を取り消す場合があります。

